

# 新たな広域地方計画 及び 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の関係について

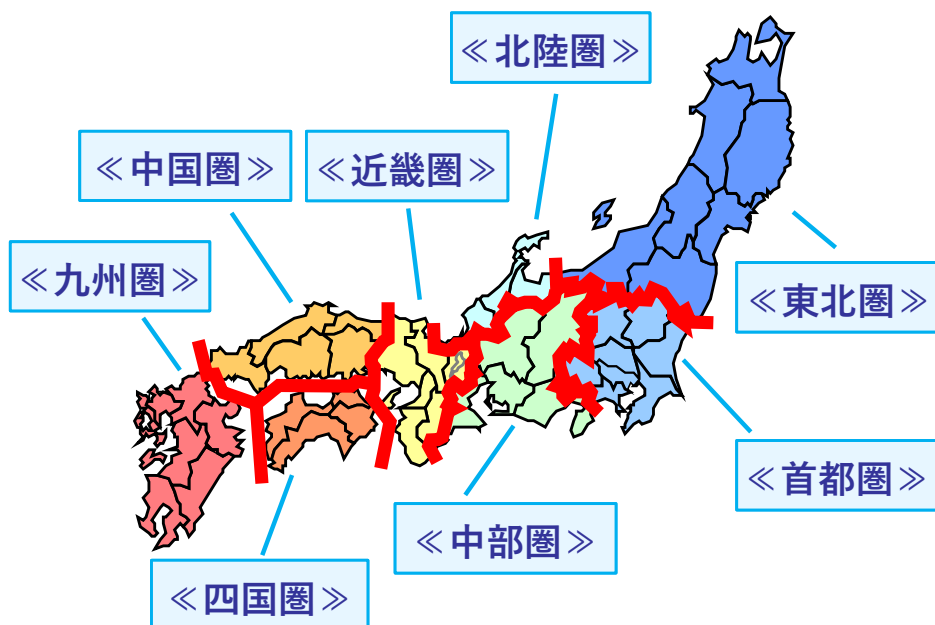
別添資料

- **広域地方計画**は地方ブロックにおける**長期的なビジョン**を示すものである一方、**地方ブロックにおける社会資本整備重点計画**は当該ブロックにおける**社会資本整備の具体的な計画**を示すものであり、両計画は**相互に連携して推進**される関係にある。
- **令和8年6月30日（火）、新たな広域地方計画及び地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定（大臣決定）。**

	広域地方計画 ～長期的な広域ブロックのビジョン～	地方ブロックにおける社会資本整備重点計画 ～地方ブロックにおける社会資本整備の具体的な計画～
目的	第3次国土形成計画（全国計画）が目指す『新時代に地域力をつなぐ国土』の形成に向けて、広域ブロックにおける <b>国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画</b> として定めるもの。	第6次社会資本整備重点計画に基づき、各地方の特性等に応じて社会資本を重点的、効率的、効果的に整備するため、広域地方計画と調和を図り、地方ブロックにおける <b>社会資本整備の具体的な計画</b> として定めるもの。
計画の対象	<b>国土の利用、整備及び保全に関する</b> 府省にまたがる <b>施策全般</b>	道路、空港、港湾、下水道、河川等の <b>社会資本整備事業</b>
計画期間	今後 <b>おおむね10年間</b>	令和12（2030）年度までの <b>5年間</b>
対象地域	<b>全国8ブロック</b> ※北海道総合開発計画、沖縄振興計画とも連携して推進	広域地方計画の8ブロックに北海道と沖縄を加えた <b>全国10ブロック</b>
根拠法等	国土形成計画法	社会資本整備重点計画（閣議決定）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土の形成に関する方針</li> <li>■ 国土の形成に関する目標</li> <li>■ 目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（広域プロジェクト）               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ハード・ソフト一体となった施策パッケージ</li> <li>◇広域プロジェクトを支える必要不可欠な広域性のある事業の中から代表的な事業を記載</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会資本整備を取り巻く社会経済情勢（現状、課題等）</li> <li>■ 今後の社会資本整備の方向性</li> <li>■ 社会資本整備の重点目標               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇重点施策の達成目標を測定するための代表的な指標を整理</li> <li>◇期待されるストック効果、インフラマネジメントの方針を踏まえた取組も記載</li> </ul> </li> </ul>

- **広域地方計画は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条に基づき、全国計画（国土形成計画）を基本として、広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるもの。**
- 広域地方計画区域は、東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏の8圏域。  
（※）北海道、沖縄は、別の根拠法に基づき、それぞれ、北海道総合開発計画、沖縄振興基本方針・沖縄振興計画を有する。
- **新たな広域地方計画について、国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で構成される各圏域の広域地方計画協議会が原案を作成。**  
関係各行政機関の長への協議等を経て、**令和8年6月30日（火）、計画策定（国土交通大臣決定）。**

## 広域地方計画区域

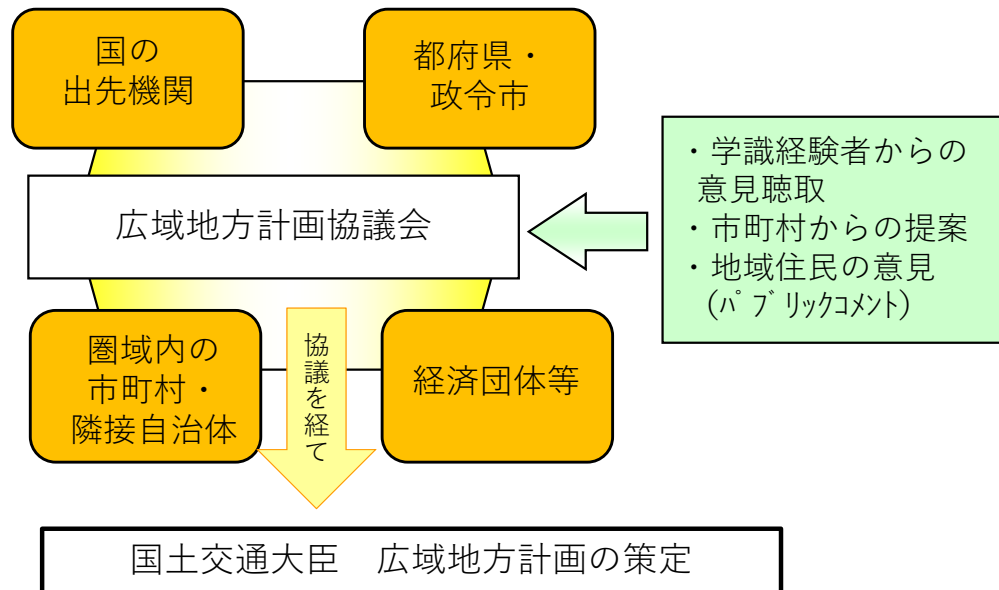


※北海道総合開発計画、沖縄振興計画とも連携して推進

## 広域地方計画

○国と地方の協働による広域圏づくり（大臣決定）

- ・国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力



第6次社会資本整備重点計画の実効性を確保するため、各地方の特性、将来像や整備水準に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、地方ブロックごとに策定。

新たな地方ブロックにおける社会資本整備重点計画は、広域地方計画等で示される長期ビジョンの実現に向けて、令和12年度までに実施される各地方ブロックにおける社会資本整備の具体的な計画を示す。

## 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画のポイント

### ■ 各圏域の広域地方計画との調和

- 新たな広域地方計画の目指すべき将来像等と整合を図り、広域プロジェクトを社会資本整備の観点から支えていく計画とする

### ■ 第1次国土強靱化実施中期計画の反映

- 第1次国土強靱化実施中期計画の内容※が含まれる事業を明示  
※初年度分である令和7年度補正予算に計上されたものに限る

### ■ 主要取組の事業の見通し、ストック効果の明確化

#### ○ 主要取組の事業の見通しを明示

- 着実な事業の実施や担い手の育成・確保の推進のため、完成時期や残事業費等を記載。

#### ○ 将来期待されるストック効果を明示

- インフラ整備のスケジュールと関連する民間投資の動きや事業ごとに将来期待されるストック効果を記載。

### ■ インフラマネジメントの方針に沿った取組の明確化

- 全国計画で示されたインフラマネジメントの5つの方針に沿った地方ブロック毎の取組を記載。

ハード・ソフトの活用

他分野連携

官民連携

地域住民の参画

イノベーションを創出

## 【参考】主な記載例

### <主要取組>

●●自動車道 一般国道●号●●道路

→ [残事業費●●億円 (R○年度評価時点)]

(●●IC～●●IC) (●●県●●市) ★

(R8年度工事中) [R12年度完成]

中長期の予算  
見通しの提示

完成時期を  
明確化

国土強靱化実施中期計画  
の取組の明示

### <将来期待されるストック効果>

●●自動車道の整備を見据えて企業の設備投資が進められる等、産業界からの期待も大きく、地域の活性化が期待される。

### <インフラマネジメントの方針を踏まえた取組>

まちづくり部局等の施策と連携し、水災害対策と「コンパクト・プラス・ネットワーク」とを連動させ、水災害リスクがより低い区域への誘導・住まい方の工夫や水災害に強い安全・安心なまちづくりを推進する。

他分野連携